

「水戸市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について

1 変更理由

水戸市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）については、農業経営基盤強化促進法の趣旨を踏まえ、法第6条の規定に基づき策定するものです。

この基本構想には、農業経営基盤の強化の促進に関する目標や、営農類型ごとの農業経営の指標、農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標等が定められています。

平成26年4月1日の「農業の構造改革を促進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行により、「青年等就農計画」及び「青年等就農資金」制度が農業経営基盤強化促進法に位置付けられました。また、農地の売買等を行う農地保有合理化法人が廃止され、農地中間管理機構が当該事業を事業の特例（特例事業）として実施することとなりました。

このため、「基本構想」について、「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」等を追記するとともに、農地中間管理機構が特例事業を実施する規定に変更するものです。

2 主な変更（追記）内容

（1）青年等が目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方

年間総労働時間 2,000時間

年間農業所得 250万円

※県の基本方針の考え方を採用。

（2）新規就農者等の確保目標

新規就農者数（39歳以下） 年間8名

（3）新規就農者が目標とすべき農業経営の基本的指標

5類型

※平成20年～平成26年に県が認定した就農計画の経営品目を参考に作成。

（4）青年等の就農促進体制

新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項を追加。

（5）農地中間管理機構による特例事業の実施

農地保有合理化法人の廃止に伴い、農地中間管理機構が事業の特例（特例事業）として農地の売買等を行う規定に変更する。

[参考] 基本構想の変更に関する制度改正

(1) 青年等就農計画

新規就農者が作成する就農計画の認定主体を都道府県から市町村へ移管し, 就農段階から農業経営の改善・発展まで一貫した支援を行う。(農業経営基盤強化促進法第14条の4)

(2) 青年等就農資金

就農計画の認定を受けた新規就農者のための無利子資金の貸付け主体が, 県青年農業者等育成センター(県農林振興公社)等から日本政策金融公庫へ移管し, 利便性が向上するよう借入条件等が見直された。(農業経営基盤強化促進法第14条の6)

3 基本構想変更までのスケジュール

日付	内容
H26年6月23日	茨城県による基本方針の変更
H26年7月~8月上旬	基本構想(案)の作成
H26年8月中旬	基本構想の変更に係る意見の聴取 (農委, JA, 北酪)
H26年8月18日	農政部会
H26年9月1日	農政推進協議会
H26年9月上旬	県知事への協議(法第6条第5項)
H26年9月30日まで	基本構想の公告

現 行	案 更 変
<p>第1 策定の趣旨</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）は、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第6条の規定に基づき策定するものである。</p> <p>基本構想については、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第2条の規定により、概ね5年ごとに、その後の10年につき定めることとされており、平成6年、平成12年、平成18年の本構想の策定、また平成21年6月の農地制度の改正に伴う平成22年の本構想の一部変更に続き、平成24年から平成32年を期間として本構想を策定するものである。</p>	<p>第1 策定の趣旨</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）は、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第6条の規定に基づき策定するものである。</p> <p>基本構想については、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第2条の規定により、概ね5年ごとに、その後の10年につき定めることとされており、平成6年、平成12年、平成18年の本構想の策定、また平成21年6月の農地制度の改正に伴う平成22年の本構想の一部変更に続き、平成24年から平成32年を期間として本構想を策定したものである。</p> <p>さらに平成26年4月の農業経営基盤強化促進法の一部改正を受けて、本構想を一部変更するものである。</p> <p>この基本構想の一部変更に当たっては、新たに青年等就職農者の確保・育成を位置付けるとともに、農地の売買等を行う農地保有合理化法人を廃止して、農地の中間管理事業等を行う農地中間管理機構を位置付けるものである。</p>
<p>第2 水戸市の現況</p> <p>1 位置及び面積等</p> <p>水戸市（以下「市」という。）は、首都東京から約100kmの距離にあり、関東平野の北東端に位置する茨城県の県庁所在地である。西北部に丘陵地帯が見られるほかは、那珂川、酒沼川流域に広がる肥沃な沖積の低地と、西南に広がる関東ローム層からなる台地で形成され、東西約23.7km、南北約18.2km、総面積217.43平方キロメートルである。</p>	<p>第2 水戸市の現況</p> <p>1 位置及び面積等</p> <p>水戸市（以下「市」という。）は、首都東京から約100kmの距離にあり、関東平野の北東端に位置する茨城県の県庁所在地である。西北部に丘陵地帯が見られるほかは、那珂川、酒沼川流域に広がる肥沃な沖積の低地と、西南に広がる関東ローム層からなる台地で形成され、東西約23.7km、南北約18.2km、総面積217.43平方キロメートルである。</p>
<p>2 課題及び今後の動向</p> <p>市は、水稲、野菜、畜産をバランス良く保ちながら、水と緑を活かし高い生産性に裏付けられた都市近郊農業の実現に向けて努力してきた。しかし、担い手の高齢化や減少、後継者不足、耕作放棄地の増大などにより、近年の農業をとりまく情勢はますます厳しい状況にある。また、食品偽装問題や東日本大震災に伴う原発問題などにより、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まるほか、地域環境の保全の取組みなどにも関心が高まっている。従って、経営規模の拡大を図るための再評価整備や農用地利用集積の推進、担い手や集落営農組織の育成、安全・安心な農産物の供給、地域資源の保全管理等への取組みなどが今後の課題となっている。</p> <p>特に農地の流動化については、資産的保有傾向が強く、規模拡大志向農家への農地の集積はこれまでに顕著な進展を見ないまま推移してきた。しかし、農業従事者の高齢化が進んでいることから、多額の投資が必要な農業機械の更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む</p>	<p>2 課題及び今後の動向</p> <p>市は、水稲、野菜、畜産をバランス良く保ちながら、水と緑を活かし高い生産性に裏付けられた都市近郊農業の実現に向けて努力してきた。しかし、担い手の高齢化や減少、後継者不足、耕作放棄地の増大などにより、近年の農業をとりまく情勢はますます厳しい状況にある。また、食品偽装問題や東日本大震災に伴う原発問題などにより、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まるほか、地域環境の保全の取組みなどにも関心が高まっている。従って、経営規模の拡大を図るための再評価整備や農用地利用集積の推進、担い手や集落営農組織の育成、安全・安心な農産物の供給、地域資源の保全管理等への取組みなどが今後の課題となっている。</p> <p>特に農地の流動化については、資産的保有傾向が強く、規模拡大志向農家への農地の集積はこれまでに顕著な進展を見ないまま推移してきた。しかし、農業従事者の高齢化が進んでいることから、多額の投資が必要な農業機械の更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む</p>

ことが予想される。

第3 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今後の目標

市は、このような地域の農業構造の現況及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の指標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目標とする。

具体的な経営の指標は、市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指す農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得を確保できるよう年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり530万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目標とする。

(新設)

2 新たに農業を営もうとする青年等の目標

市の平成25年度の青年等新規就農者は4名であり、近年横ばい傾向にあるが、本市農業の振興を図るうえで、その確保・育成はより一層重要な課題である。

なかでも、「水戸市第6次総合計画」において、新規就農者や中心的地担い手となる農業者の確保を主要な事業に位置付けており、若く夢をもった青年を一人でも多く確保するため、就職から定着までのきめ細やかな支援を一層進め、本市においては年間8人の当該青年等の確保を目標とする。

なお、就職促進の支援対象については、近代的な農業経営の確立を図るために活用できる知識と技能を有する青年はもとより、農業に突然とした憧れを持つ青年や農業法人等への雇用就農を目指すものも含め、幅広くとらえるものとする。

また、新たに農業を営もうとする青年等が経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、年間農業所得として主たる農業従事者1人あたり250万円程度、年間労働時間として主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度の水準を実現できるものとする。

2 支援措置等

(1) 指導体制の充実

市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者及び農業関係団体が、地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、関係機関との十分な連携の下に濃密な指導を行うための体制として、地域が抱える担い手と農地の問題解決のために、市、J A、市農業公社、農業委員会等との連携の

ことが予想される。

第3 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今後の目標

市は、このような地域の農業構造の現況及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の指標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目標とする。

具体的な経営の指標は、市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指す農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得を確保できるよう年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり530万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目標とする。

2 新たに農業を営もうとする青年等の目標

市の平成25年度の青年等新規就農者は4名であり、近年横ばい傾向にあるが、本市農業の振興を図るうえで、その確保・育成はより一層重要な課題である。

なかでも、「水戸市第6次総合計画」において、新規就農者や中心的地担い手となる農業者の確保を主要な事業に位置付けており、若く夢をもった青年を一人でも多く確保するため、就職から定着までのきめ細やかな支援を一層進め、本市においては年間8人の当該青年等の確保を目標とする。

なお、就職促進の支援対象については、近代的な農業経営の確立を図るために活用できる知識と技能を有する青年はもとより、農業に突然とした憧れを持つ青年や農業法人等への雇用就農を目指すものも含め、幅広くとらえるものとする。

また、新たに農業を営もうとする青年等が経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、年間農業所得として主たる農業従事者1人あたり250万円程度、年間労働時間として主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度の水準を実現できるものとする。

3 支援措置等

(1) 指導体制の充実

市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者及び農業関係団体が、地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、関係機関との十分な連携の下に濃密な指導を行うための体制として、地域が抱える担い手と農地の問題解決のために、市、J A、市農業公社、農業委員会等との連携の

もと、地域ごとに農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。

また、望ましい経営を目指す農業者や集団及びこれらの周辺農家に対して、経営診断、営農改善方策の提示等を積極的に行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(2) 再ほ場整備と農用地の利用集積の促進

土地利用型農業においては、農業の担い手が規模拡大して経営の効率化を図る必要があることから、まず、ほ場の大型化を図るための再ほ場整備を促進する。

さらに、農業の望ましい経営の育成を図るため、それぞれの集落、地域において今後を中心となる経営体の育成や将来の地域農業のあり方を徹底的に話し合い、土地利用型農業による発展を図ろうとする農業者に対しては、市農業公社の機能を活用し農地利用集積円滑化事業等を実施しながら、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が集積利用されるよう農地の利用集積を推進する。また、農業委員等による農用地の掘り起こし活動を強化して、貸し手と借り手に係る情報の一元的な把握のもとに、両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

(3) 集落営農の組織化・法人化の推進

水田農業等土地利用型農業が主である地域においては、個々の担い手のなかには後継者がいないなどの将来の不安要素を抱えている者が多い。このため、将来的に安定して農業が営まれるように、地域での話し合いと合意形成を促進し、集落営農の組織化や法人化を推進する。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体に取組めるよう指導、助言を行う。

(4) 高収益化、ブランド化の導入推進

農地貸借による規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、受託作業も行う合理的な経営体の育成を図り、農地貸借と農作業受委託を一体的に促進することにより意欲的な農業者の規模拡大と高収益化に資するよう努める。また、併せて集約的な経営の発展を助長するため、県央農林事務所経営・普及部門の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化やブランド化を推進する。

もと、地域ごとに農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。

また、望ましい経営を目指す農業者や集団及びこれらの周辺農家に対して、経営診断、営農改善方策の提示等を積極的に行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(2) 再ほ場整備と農用地の利用集積の促進

土地利用型農業においては、農業の担い手が規模拡大して経営の効率化を図る必要があることから、まず、ほ場の大型化を図るための再ほ場整備を促進する。

さらに、農業の望ましい経営の育成を図るため、それぞれの集落、地域において今後を中心となる経営体の育成や将来の地域農業のあり方を徹底的に話し合い、土地利用型農業による発展を図ろうとする農業者に対しては、市農業公社の機能を活用し農地利用集積円滑化事業等を実施しながら、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が集積利用されるよう農地の利用集積を推進する。また、農業委員等による農用地の掘り起こし活動を強化して、貸し手と借り手に係る情報の一元的な把握のもとに、両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

(3) 集落営農の組織化・法人化の推進

水田農業等土地利用型農業が主である地域においては、個々の担い手のなかには後継者がいないなどの将来の不安要素を抱えている者が多い。このため、将来的に安定して農業が営まれるように、地域での話し合いと合意形成を促進し、集落営農の組織化や法人化を推進する。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体に取組めるよう指導、助言を行う。

(4) 高収益化、ブランド化の導入推進

農地貸借による規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、受託作業も行う合理的な経営体の育成を図り、農地貸借と農作業受委託を一体的に促進することにより意欲的な農業者の規模拡大と高収益化に資するよう努める。また、併せて集約的な経営の発展を助長するため、県央農林事務所経営・普及部門の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化やブランド化を推進する。

(5) 女性農業者の参加等の促進

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者が、意欲とやりがいを持って経営に参入できるように家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請を推進する。また、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。さらに、女性農業者が中心となって行う地域の農産物等を活用した加工品の販売、他産業との連携による商品開発などの新たな経営の展開を促進する。

(6) 地域資源の保全管理等への取組み

地域の農村環境の保全を図りながら農業の持続的発展を目指すためには、農業者のみならず地域住民が一体となって取り組むことが必要となることから、地域の実情を十分踏まえつつ、農業者、地域住民その他関係者の理解及び協力を得ながら、地域共同による農地、農業用排水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組みを推進する。

(7) 農業経営改善計画の認定制度の活用

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもろろんのこと、その他支援措置についても認定農業者に集約的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となつて、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

(8) 研修会等の実施

市は、市農業公社と連携し、認定農業者又は今後農業経営改善計画の認定を受けようとする農業者や生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等についての重点的指導及び地域に根ざしたきめの細かい研修会の開催等を県央農林事務所経営・普及部門の協力を受けて行う。

特に、大規模土地利用型農業経営を目指す場合、適切な資金計画のもとに設備への投資を行っていく必要がある中で、農業経営改善計画の作成及び実現に向け、関係機関による資金計画に係る研修、密接な指導を実施する。

また、市内の農業を持続的発展させるため、新規就農希望者に対する就農相談会の開催や農業体験、短期研修などを実施し、就農相談から就農まで一貫したサポートを行うことにより、円滑な就農を支援する。

(5) 女性農業者の参加等の促進

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者が、意欲とやりがいを持って経営に参入できるように家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請を推進する。また、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。さらに、女性農業者が中心となって行う地域の農産物等を活用した加工品の販売、他産業との連携による商品開発などの新たな経営の展開を促進する。

(6) 地域資源の保全管理等への取組み

地域の農村環境の保全を図りながら農業の持続的発展を目指すためには、農業者のみならず地域住民が一体となって取り組むことが必要となることから、地域の実情を十分踏まえつつ、農業者、地域住民その他関係者の理解及び協力を得ながら、地域共同による農地、農業用排水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組みを推進する。

(7) 農業経営改善計画の認定制度の活用

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもろろんのこと、その他支援措置についても認定農業者に集約的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となつて、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

(8) 研修会等の実施

市は、市農業公社と連携し、認定農業者又は今後農業経営改善計画の認定を受けようとする農業者や生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等についての重点的指導及び地域に根ざしたきめの細かい研修会の開催等を県央農林事務所経営・普及部門の協力を受けて行う。

特に、大規模土地利用型農業経営を目指す場合、適切な資金計画のもとに設備への投資を行っていく必要がある中で、農業経営改善計画の作成及び実現に向け、関係機関による資金計画に係る研修、密接な指導を実施する。

また、市内の農業を持続的発展させるため、新規就農希望者に対する就農相談会の開催や農業体験、短期研修などを実施し、就農相談から就農まで一貫したサポートを行うことにより、円滑な就農を支援する。

第4 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営

- 1 普通作 (水稲+麦+大豆+作業受託)
- 2 露地野菜 (キャベツ+ハクサイ+夏ネギ+トウモロコシ+水稲)
- 3 露地野菜 (ナス+ニンジン+ニラ+水稲)
- 4 露地野菜 (食用カンショ+加工用カンショ+水稲)
- 5 露地野菜 (ゴボウ+ナガイモ+夏ネギ+水稲)
- 6 施設野菜 (キヌワリ+水稲)
- 7 施設野菜 (イチゴ+水稲)
- 8 施設花き (ガーベラ)
- 9 果樹 (ナシ+リンゴ)
- 10 畜産 (養豚+水稲)
- 11 畜産 (酪農+水稲)
- 12 畜産 (肥育牛+水稲)

集落営農組織

- 1 普通作 (水稲+飼料用稲+麦+大豆+作業受託)

第4 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営

- 1 普通作 (水稲+麦+大豆+作業受託)
- 2 露地野菜 (キャベツ+ハクサイ+夏ネギ+トウモロコシ+水稲)
- 3 露地野菜 (ナス+ニンジン+ニラ+水稲)
- 4 露地野菜 (食用カンショ+加工用カンショ+水稲)
- 5 露地野菜 (ゴボウ+ナガイモ+夏ネギ+水稲)
- 6 施設野菜 (キヌワリ+水稲)
- 7 施設野菜 (イチゴ+水稲)
- 8 施設花き (ガーベラ)
- 9 果樹 (ナシ+リンゴ)
- 10 畜産 (養豚+水稲)
- 11 畜産 (酪農+水稲)
- 12 畜産 (肥育牛+水稲)

集落営農組織

- 1 普通作 (水稲+飼料用稲+麦+大豆+作業受託)

個別経営 農業経営の指標Ⅰ(普通作)		個別経営 農業経営の指標Ⅰ(普通作)		
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
普通作	[経営面積] 水田 1,700 a [作付面積] 水稲 800a 麦 400a 大豆 400a 作業受託 500 a [労働力] 基幹労働力1人 補助労働力1人	[資本設備] トラクタ(32ps, 50ps) 各1台 乗用型管理機 1台 ロータリ 2台 水田ハロー 1台 ライムソフ 1台 施肥播種機(6条) 1台 施肥播種機(6条) 1台 ロータリーカルチ1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 普通型コンバイン(1.5m) 1台 乾燥調整施設 一式 畦トラック 1台 ダンプカー(2t) 1台 [その他] ・遊休圃地化された水田 ・土づくりの奨励	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施	・休日制の導入
普通作	[経営面積] 水田 1,700 a [作付面積] 水稲 800a 麦 400a 大豆 400a 作業受託 500 a [労働力] 基幹労働力1人 補助労働力1人	[資本設備] トラクタ(32ps, 50ps) 各1台 乗用型管理機 1台 ロータリ 2台 水田ハロー 1台 ライムソフ 1台 施肥播種機(6条) 1台 施肥播種機(6条) 1台 ロータリーカルチ1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 普通型コンバイン(1.5m) 1台 乾燥調整施設 一式 畦トラック 1台 ダンプカー(2t) 1台 [その他] ・遊休圃地化された水田 ・土づくりの奨励	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

個別経営

農業経営の指標2 (露地野菜・・・葉菜類)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
露地野菜	[経営面積] 水田 150 a 畑 450 a [作付面積] キヤベツ 150 a ハクサイ 150 a 夏ネギ 100 a トウモロコシ 50 a 水稲 100 a [労働力] 基幹労働力 1人 補助労働力 1人	[資本設備] トラクタ(40ps) 1台 オートカルチ(3ps) 1台 ロータリ 1台 水田ハロー 1台 プラウ 1台 ライムソフ 1台 田植機(4条) 1台 動力噴霧機 1台 自脱型コンバイン (3条) 1台 ネギ放むき機 1台 野菜定植機 1台 ネギ全自動定植機 1台 畦トラクタ 1台 トラック(2t) 1台 [その他] ・乾燥調製は地域施設を利用 ・土づくりによる運作障害の軽減	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保

個別経営

農業経営の指標2 (露地野菜・・・葉菜類)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
露地野菜	[経営面積] 水田 150 a 畑 450 a [作付面積] キヤベツ 150 a ハクサイ 150 a 夏ネギ 100 a トウモロコシ 50 a 水稲 100 a [労働力] 基幹労働力 1人 補助労働力 1人	[資本設備] トラクタ(40ps) 1台 オートカルチ(3ps) 1台 ロータリ 1台 水田ハロー 1台 プラウ 1台 ライムソフ 1台 田植機(4条) 1台 動力噴霧機 1台 自脱型コンバイン (3条) 1台 ネギ放むき機 1台 野菜定植機 1台 ネギ全自動定植機 1台 畦トラクタ 1台 トラック(2t) 1台 [その他] ・乾燥調製は地域施設を利用 ・土づくりによる運作障害の軽減	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保

個別経営 農業経営の指標3 (露地野菜・・・果菜類+水稲)					
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	
露地野菜	[経営面積] 水田 300 a 畑 140 a [作付面積] ナス 30 a ニンジン 80 a ニラ 30 a 水稲 200 a	[資本設備] 乾燥調製施設 1 式 トラクタ(40ps) 1 台 オートカルチ(3ps) 1 台 ロータリ 1 台 水田ハロー 1 台 ライムソフ 1 台 田植機(4条) 1 台 動力噴霧機 1 台 自脱型コンバイン(3条) 1 台 土壌消毒機 1 台 人参洗浄機 1 台 畦トラクタ 1 台	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保	
露地野菜	[経営面積] 水田 300 a 畑 140 a [作付面積] ナス 30 a ニンジン 80 a ニラ 30 a 水稲 200 a	[資本設備] 乾燥調製施設 1 式 トラクタ(40ps) 1 台 オートカルチ(3ps) 1 台 ロータリ 1 台 水田ハロー 1 台 ライムソフ 1 台 田植機(4条) 1 台 動力噴霧機 1 台 自脱型コンバイン(3条) 1 台 土壌消毒機 1 台 人参洗浄機 1 台 畦トラクタ 1 台	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保	
露地野菜	[労働力] 専従労働力 1 人 補助労働力 1 人	[労働力] 専従労働力 1 人 補助労働力 1 人			

個別経営

農業経営の指標 4 (露地野菜・・・根菜類+加工+水稻)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
露地野菜	[経営面積] 水田 450 a 畑 400 a	[資本設備] キョリアリング施設 1 式 乾燥調製施設 1 式	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保
	[作付面積] 食用カンショ 150 a	トラクタ (32ps, 40ps) 各 1 台 ロータリ 1 台		
	加工用カンショ 250 a	水田ハロー 1 台 ライムソウ 1 台		
	水稲 300 a	田植機 (6 条) 1 台 動力噴霧機 1 台		
	[労働力] 基幹労働力 1 人 補助労働力 2 人	自脱型コンバイン (3 条) 1 台 つる刈り機 (1 条) 1 台 甘藷掘取機 1 台 洗浄機 1 台 ボイラー 1 式 押苗定植機 1 台 フォークリフト 1 台 軽トラック 1 台		

個別経営

農業経営の指標 4 (露地野菜・・・根菜類+加工+水稻)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
露地野菜	[経営面積] 水田 450 a 畑 400 a	[資本設備] キョリアリング施設 1 式 乾燥調製施設 1 式	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保
	[作付面積] 食用カンショ 150 a	トラクタ (32ps, 40ps) 各 1 台 ロータリ 1 台		
	加工用カンショ 250 a	水田ハロー 1 台 ライムソウ 1 台		
	水稲 300 a	田植機 (6 条) 1 台 動力噴霧機 1 台		
	[労働力] 基幹労働力 1 人 補助労働力 2 人	自脱型コンバイン (3 条) 1 台 つる刈り機 (1 条) 1 台 甘藷掘取機 1 台 洗浄機 1 台 ボイラー 1 式 押苗定植機 1 台 フォークリフト 1 台 軽トラック 1 台		

個別経営 農業経営の指標5 (露地野菜・・・根菜類)		個別経営 農業経営の指標5 (露地野菜・・・根菜類)	
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
露地野菜	[経営面積] 水田 150 a 畑 250 a	[資本設備] トラクタ(40ps) 1台 オートカルチ(3ps) 1台 ロータリ 1台 水田ハロー 1台 プラウ 1台 ライムソフ 1台 田植機(4条) 1台 動力噴霧機 1台 自脱型コンバイン(3条) 1台 トレンチャー(12ps) 1台 低温貯蔵庫(8坪) 1式 ネギ皮むき機 1台 ネギ全自動定植機 1台	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施
露地野菜	[経営面積] 水田 150 a 畑 250 a [作付面積] ゴボウ 100 a ナガイモ 50 a 夏ネギ 100 a 水稲 100 a [労働力] 基幹労働力 1人 補助労働力 2人	[資本設備] トラクタ(40ps) 1台 オートカルチ(3ps) 1台 ロータリ 1台 水田ハロー 1台 プラウ 1台 ライムソフ 1台 田植機(4条) 1台 動力噴霧機 1台 自脱型コンバイン(3条) 1台 トレンチャー(12ps) 1台 低温貯蔵庫(8坪) 1式 ネギ皮むき機 1台 ネギ全自動定植機 1台 [その他] ・乾燥調製は地域施設を利用	・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保

個別経営 農業経営の指標6 (施設野菜・・・キユウリ+水稲)		個別経営 農業経営の指標6 (施設野菜・・・キユウリ+水稲)	
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
施設野菜	[経営面積] 水田 450 a 畑 25 a [作付面積] キユウリ (半促成) 25 a (抑制) 25 a 水稲 300 a [労働力] 基幹労働力1人 補助労働力1人	[資本設備] 温室 25 a 暖房施設 1式 乾燥調製施設 1式 トラクタ(40ps) 1台 オートカルチ(3ps) 1台 ロータリ 1台 水田ハロー 1台 ライムソフ 1台 田植機(4条) 1台 動力噴霧機 1台 自脱型コンバイン(3条) 1台 うねたて機 1台 軽トラック 1台	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施
施設野菜	[経営面積] 水田 450 a 畑 25 a [作付面積] キユウリ (半促成) 25 a (抑制) 25 a 水稲 300 a [労働力] 基幹労働力1人 補助労働力1人	[資本設備] 温室 25 a 暖房施設 1式 乾燥調製施設 1式 トラクタ(40ps) 1台 オートカルチ(3ps) 1台 ロータリ 1台 水田ハロー 1台 ライムソフ 1台 田植機(4条) 1台 動力噴霧機 1台 自脱型コンバイン(3条) 1台 うねたて機 1台 軽トラック 1台	・休日制の導入 ・常時雇用の確保

個別経営 農業経営の指標7 (施設野菜・・・イチゴ)					個別経営 農業経営の指標7 (施設野菜・・・イチゴ)				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
施設野菜	[経営面積] 水田 60 a 畑 20 a [作付面積] イチゴ 40 a 水稲 40 a [労働力] 基幹労働力1人 補助労働力2人	[資本設備] パイプハウス 40 a イチゴ育苗用夜冷施設 1式 予冷庫 1式 トラクタ(18ps) 1台 ロータリ 1台 水田ハロー 1台 田植機(2条) 1台 軽トラック 1台	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 ・作型を組み合わせ長期生産出荷を行う ・水稲作は収穫・乾燥を委託	・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保	施設野菜	[経営面積] 水田 60 a 畑 20 a [作付面積] イチゴ 40 a 水稲 40 a [労働力] 基幹労働力1人 補助労働力2人	[資本設備] パイプハウス 40 a イチゴ育苗用夜冷施設 1式 予冷庫 1式 トラクタ(18ps) 1台 ロータリ 1台 水田ハロー 1台 田植機(2条) 1台 軽トラック 1台	・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施 ・作型を組み合わせ長期生産出荷を行う ・水稲作は収穫・乾燥を委託	・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保
		[その他] ・イチゴは夜冷育苗法導入による超促成栽培					[その他] ・イチゴは夜冷育苗法導入による超促成栽培		

個別経営

農業経営の指標 8 (施設花き)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
施設花き	[経営面積] 畑 30 a [作付面積] ガーベラ 30 a [労働力] 基幹労働力 1人 補助労働力 2人	[資本設備] 温室 30 a 冷蔵庫 1式 倉庫 1式 暖房機 4台 自動かん水施設 1式 トラクタ (25ps) 1台 ロータリ 1台 軽トラック 1台 [その他] ・ ガーベラは周年栽培 ・ 乾燥圃は地域施設を利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンの活用による経営管理 ・ 青色申告の実施 ・ 需要の動向を分析しニーズの高い品種の導入を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 常時雇用の確保

個別経営

農業経営の指標 8 (施設花き)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
施設花き	[経営面積] 畑 30 a [作付面積] ガーベラ 30 a [労働力] 基幹労働力 1人 補助労働力 2人	[資本設備] 温室 30 a 冷蔵庫 1式 倉庫 1式 暖房機 4台 自動かん水施設 1式 トラクタ (25ps) 1台 ロータリ 1台 軽トラック 1台 [その他] ・ ガーベラは周年栽培 ・ 乾燥圃は地域施設を利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンの活用による経営管理 ・ 青色申告の実施 ・ 需要の動向を分析しニーズの高い品種の導入を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 常時雇用の確保

個別経営 農業経営の指標9 (果樹)				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
果樹	<p>[経営面積] 果樹園 200 a</p> <p>[作付面積] ナシ 100 a リンゴ 100 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 1人 補助労働力 2人</p>	<p>[資本設備] 果樹だな 1式 多目的防災網 1式 スピードスプレヤー 1台 動力草刈機 1台 トラクタ(30ps) 1台 軽トラック 1台</p> <p>[その他] ・土づくりの励行</p>	<p>・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保</p>
果樹	<p>[経営面積] 果樹園 200 a</p> <p>[作付面積] ナシ 100 a リンゴ 100 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 1人 補助労働力 2人</p>	<p>[資本設備] 果樹だな 1式 多目的防災網 1式 スピードスプレヤー 1台 動力草刈機 1台 トラクタ(30ps) 1台 軽トラック 1台</p> <p>[その他] ・土づくりの励行</p>	<p>・パソコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期臨時雇用の確保</p>

個別経営

農業経営の指標10 (畜産・・・養豚)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畜産	[経営面積] 水田 180 a	[資本設備] 豚舎 2,880 m ²	・パソコンの活用 個体管理 経営管理	・休日制の導入
	[飼育規模] 肥育豚1200頭	堆肥舎 960 m ²		
	種雄豚5頭	シヨベルローダー1台 ダンプカー(2t) 1台	・青色申告の実施	
	種雌豚60頭	トラック(2t) 1台	・水稲作は部分委託(稲ワラ確保)	
	水稲 120 a	トラクタ(18ps) 1台		
	[労働力] 基幹労働力1人 補助労働力1人	[その他] ・養豚一貫経営		

個別経営

農業経営の指標10 (畜産・・・養豚)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畜産	[経営面積] 水田 180 a	[資本設備] 豚舎 2,880 m ²	・パソコンの活用 個体管理 経営管理	・休日制の導入
	[飼育規模] 肥育豚1200頭	堆肥舎 960 m ²		
	種雄豚5頭	シヨベルローダー1台 ダンプカー(2t) 1台	・青色申告の実施	
	種雌豚60頭	トラック(2t) 1台	・水稲作は部分委託(稲ワラ確保)	
	水稲 120 a	トラクタ(18ps) 1台		
	[労働力] 基幹労働力1人 補助労働力1人	[その他] ・養豚一貫経営		

個別経営 農業経営の指標 11 (畜産・・・酪農)		個別経営 農業経営の指標 11 (畜産・・・酪農)		
畜産類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
畜産	<p>[経営面積] 水田 150 a 飼料畑 500 a</p> <p>[飼育規模] 乳牛 (経産牛) 40 頭 (育成牛) 30 頭 水箱 100 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 1 人 補助労働力 2 人</p>	<p>[資本設備] 牛舎 500 ㎡ パイプラインミルクカー 1 台 バルククーラー 1 台 バンクリーナー 1 台 ダンプカー(2t) 1 台 トラクタ(40ps) 1 台 モアークンディショナー 1 台 バキュームカー 1 台 マニユアスブレッダ 1 台 コーンハーベスタ 1 台 ロータリ 1 台 動力噴霧機 1 台 播種機 1 台 ショベルローダー 1 台</p> <p>[その他] ・牛ふん堆肥化处理施設は 共同利用</p>	<p>・パソコンの 活用 個体管理 経営管理</p> <p>・青色申告の 実施</p> <p>・水稲作は全 面委託(稲 ワラ確保)</p>	<p>・休日制の 導入 ・ヘルパー制度 の活用</p>
畜産	<p>[経営面積] 水田 150 a 飼料畑 500 a</p> <p>[飼育規模] 乳牛 (経産牛) 40 頭 (育成牛) 30 頭 水箱 100 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 1 人 補助労働力 2 人</p>	<p>[資本設備] 牛舎 500 ㎡ パイプラインミルクカー 1 台 バルククーラー 1 台 バンクリーナー 1 台 ダンプカー(2t) 1 台 トラクタ(40ps) 1 台 モアークンディショナー 1 台 バキュームカー 1 台 マニユアスブレッダ 1 台 コーンハーベスタ 1 台 ロータリ 1 台 動力噴霧機 1 台 播種機 1 台 ショベルローダー 1 台</p> <p>[その他] ・牛ふん堆肥化处理施設は 共同利用</p>	<p>・パソコンの 活用 個体管理 経営管理</p> <p>・青色申告の 実施</p> <p>・水稲作は全 面委託(稲 ワラ確保)</p>	<p>・休日制の 導入 ・ヘルパー制度 の活用</p>

個別経営

農業経営の指標 12 (畜産・・・肥育牛)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 概況等
畜産	<p>[経営面積] 水田 150 a</p> <p>[飼育規模] 肥育牛 (成牛) 60 頭 (育成牛) 70 頭</p> <p>水稲 100 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 1 人 補助労働力 1 人</p>	<p>[資本設備] 牛舎 1,500 ㎡ 牛衝機 1 台 ダンブカー(2t) 1 台 トラクタ(25ps) 1 台 バキョームカー 1 台 ショベルローダー 1 台</p> <p>[その他] ・牛ふん堆肥化処理施設 は共同利用</p>	<p>・パソコンの 活用 個体管理 経営管理</p> <p>・青色申告の 実施</p> <p>・水稲作は全 面委託(稲 ワラ確保)</p>	<p>・休日制の 導入</p>

集落営農経営 農業経営の指標1 (普通作)		集落営農経営 農業経営の指標1 (普通作)	
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法
普通作	<p>[経営面積] 水田 4,500 a</p> <p>[作付面積] 水稲 2,500 a</p> <p>飼料用稲 500a</p> <p>麦 500 a</p> <p>大豆 1,000a</p> <p>作業受託 1,000 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 3人 補助労働力 3人</p>	<p>[資本設備] トラクタ(35ps, 50ps, 60ps) 各1台 乗用型管理機 1台 ロータリ 2台 水田ハロー 2台 ライムソワ 1台 ロータリーシーダー 1台 ロータリーカルチ 1台 マニキュアスプレッダ 1台 施肥田植機(8条) 1台 動力噴霧機 1台 自脱型コンバイン(4条) 2台 普通型コンバイン(2m) 1台 軽トラック 1台 ダンプカー(2t) 1台</p> <p>[その他] ・汎用コンバインはリース ・乾燥調製は地域施設を利 用</p>	<p>・パンコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施</p>
普通作	<p>[経営面積] 水田 4,500 a</p> <p>[作付面積] 水稲 2,500 a</p> <p>飼料用稲 500a</p> <p>麦 500 a</p> <p>大豆 1,000a</p> <p>作業受託 1,000 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 3人 補助労働力 3人</p>	<p>[資本設備] トラクタ(35ps, 50ps, 60ps) 各1台 乗用型管理機 1台 ロータリ 2台 水田ハロー 2台 ライムソワ 1台 ロータリーシーダー 1台 ロータリーカルチ 1台 マニキュアスプレッダ 1台 施肥田植機(8条) 1台 動力噴霧機 1台 自脱型コンバイン(4条) 2台 普通型コンバイン(2m) 1台 軽トラック 1台 ダンプカー(2t) 1台</p> <p>[その他] ・汎用コンバインはリース ・乾燥調製は地域施設を利 用</p>	<p>・パンコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施</p>
普通作	<p>[経営面積] 水田 4,500 a</p> <p>[作付面積] 水稲 2,500 a</p> <p>飼料用稲 500a</p> <p>麦 500 a</p> <p>大豆 1,000a</p> <p>作業受託 1,000 a</p> <p>[労働力] 基幹労働力 3人 補助労働力 3人</p>	<p>[資本設備] トラクタ(35ps, 50ps, 60ps) 各1台 乗用型管理機 1台 ロータリ 2台 水田ハロー 2台 ライムソワ 1台 ロータリーシーダー 1台 ロータリーカルチ 1台 マニキュアスプレッダ 1台 施肥田植機(8条) 1台 動力噴霧機 1台 自脱型コンバイン(4条) 2台 普通型コンバイン(2m) 1台 軽トラック 1台 ダンプカー(2t) 1台</p> <p>[その他] ・汎用コンバインはリース ・乾燥調製は地域施設を利 用</p>	<p>・パンコンの活用による経営管理 ・青色申告の実施</p>

農業従事者の
態様等

経営管理の方法

生産方式

経営規模

営農類型

(新設)

第4の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の総数等に関する目標型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標

第3の2に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の目標として、本市における新規就農の事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営

- 1 普通作 (水稲+秋冬ネギ+トウモロコシ+アスパラガス+作業委託)
- 2 露地野菜 (春ネギ+夏ネギ+秋冬ネギ)
- 3 露地野菜 (ナス+キヤバツ+ニンジン)
- 4 施設野菜 (アスパラガス+秋冬ネギ)
- 5 施設野菜 (イチゴ)

個別経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
<p>1. 普通作</p>	<p>＜作付け面積等＞ 水田=500a 秋冬作=10a トモコソ=20a 7haカラス=7a 作業受託=300a</p> <p>＜経営面積＞ 水田=800a 畑=37a</p>	<p>＜資本装備＞ トラクター 1台 コンバイン 1台 畝耕機 2台 動力噴霧器 1台</p>	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 青色申告の実施</p>	<p>農業従事の形態等 ・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸・畑作業の軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>
<p>2. 露地野菜</p>	<p>＜作付け面積等＞ ネギ=100a</p> <p>＜経営面積＞ 畑=100a</p>	<p>＜資本装備＞ トラクター 1台 土あげ機 1台 皮むき機 1式 動力噴霧器 1台 管理作業機 1台 ねぎ廻り取り機 1台</p> <p>＜その他＞ 春ネギ・夏ネギ・秋冬ネギとし、作柄を分散</p>		
<p>3. 露地野菜</p>	<p>＜作付け面積等＞ ナス=20a キハツ=20a ニンジン=150a</p> <p>＜経営面積＞ 畑=190a</p>	<p>＜資本装備＞ トラクター 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 ニンジン洗い機 1台 播種機 1台</p>		

4 施設野菜	<作付け面積等> ハウス=20a 秋冬特（露地） =40a <経営面積> 畑=60a	<資本設備> パイプハウス 20a ハウスかん水及び 排水設備 1式 動力噴霧器 1台 選別機 1台	
5 施設野菜	<作付け面積等> イチゴ=15a <経営面積> 畑=15a	<資本設備> ビニールハウス 15a 井戸 1式 畝立て機 1台 動力噴霧器 1台 ウォーターカーテン 1式	

1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従業者1人、補助従業者1～2人として示している。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
第4に示した、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び面的集積についての目標は、概ね次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営が、地域における農用地（4,527ha）の利用に占める集積面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める集積面積のシェア	備考
40%	集積面積1,811ha

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状
水戸市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、農地利用集積円滑化事業等を実施する。

(3) 関係団体等との連携体制

水戸市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、市農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
第4に示した、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び面的集積についての目標は、概ね次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営が、地域における農用地（4,527ha）の利用に占める集積面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める集積面積のシェア	備考
40%	集積面積1,811ha

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状
水戸市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、農地利用集積円滑化事業等を実施する。

(3) 関係団体等との連携体制

水戸市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、市農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、茨城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

(新設)

- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 那珂川、酒沼川沿岸は現在再圃場整備が進められている広域で平坦な地域であり、圃場区画の大型化による高効率な生産基盤条件を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に推進し、土地利用型大規模経営の育成に努める。また、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 西北部の丘陵地帯については、圃場整備と住環境の整備を一体的に推進するとともに、豊かな自然を背景に、森林公園を核とした観光農業の推進に努める。

ウ 台地については、開発要因が多く、都市化の進行が著しい地域であるので、施設園芸や高級野菜栽培などの集約型農業経営の育成に努めるとともに、「新鮮」で「安全」な農産物を市民に供給する場として、地域に密着した農業を推進する。

さらに、市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、茨城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構の特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 那珂川、酒沼川沿岸は現在再圃場整備が進められている広域で平坦な地域であり、圃場区画の大型化による高効率な生産基盤条件を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に推進し、土地利用型大規模経営の育成に努める。また、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 西北部の丘陵地帯については、圃場整備と住環境の整備を一体的に推進するとともに、豊かな自然を背景に、森林公園を核とした観光農業の推進に努める。

ウ 台地については、開発要因が多く、都市化の進行が著しい地域であるので、施設園芸や高級野菜栽培などの集約型農業経営の育成に努めるとともに、「新鮮」で「安全」な農産物を市民に供給する場として、地域に密着した農業を推進する。

さらに、市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体

制度に取り組みよう指導，助言を行う。

制度に取り組みよう指導，助言を行う。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）が利用権の設定等を受けた後に
 おいて備えるべき要件は，次に掲げる場合に於いてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用
 権の設定等を受ける場合，次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法
 人においては，（ア），（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開
 発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又
 は養畜の事業を行うと認められること。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）
 第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）が利用権の設定等を受けた後に
 おいて備えるべき要件は，次に掲げる場合に於いてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用
 権の設定等を受ける場合，次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法
 人においては，（ア），（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開
 発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又
 は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有することと認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法
 人においては，常時従事者たる構成員をいう。）がいるものであること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有することと認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法
 人においては，常時従事者たる構成員をいう。）がいるものであること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は，上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか，借入
 者が当該借入地につき所有権を取得する場合，農地の集団化を図るために必要な事
 合，又は近い将来農業後継者が確保できることとなることとすることが確実である等特別な事情
 がある場合を除き，農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者
 であること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は，上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか，借入
 者が当該借入地につき所有権を取得する場合，農地の集団化を図るために必要な事
 合，又は近い将来農業後継者が確保できることとなることとすることが確実である等特別な事情
 がある場合を除き，農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者
 であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合，その者が利用権の設定等
 を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められる
 こと。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合，その者が利用権の設定等
 を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められる
 こと。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利
 用するため利用権の設定等を受ける場合，その土地を効率的に利用することができる
 と認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利
 用するため利用権の設定等を受ける場合，その土地を効率的に利用することができる
 と認められること。

② 農用地について所有権，地上権，永小作権，質権，賃借権，使用貸借による権利又はそ
 の他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利

② 農用地について所有権，地上権，永小作権，質権，賃借権，使用貸借による権利又はそ
 の他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利

<p>用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定を受けることができるものとする。</p> <p>③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合においては農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業又は法第7条第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に關し定めるところによる。</p> <p>④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。</p> <p>(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>(イ) 市長への種約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>(ウ) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。</p> <p>ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行うい、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場</p>	<p>用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定を受けることができるものとする。</p> <p>③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合においては農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人、同法第3条に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地保有合理化法人、同法第3条に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金を受け、又は農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に關し定めるところによる。</p> <p>④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。</p> <p>(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>(イ) 市長への種約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>(ウ) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。</p> <p>ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行うい、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場</p>
<p>用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定を受けることができるものとする。</p> <p>③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合においては農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業又は法第7条第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に關し定めるところによる。</p> <p>④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。</p> <p>(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>(イ) 市長への種約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>(ウ) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。</p> <p>ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行うい、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場</p>	<p>用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定を受けることができるものとする。</p> <p>③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合においては農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人、同法第3条に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地保有合理化法人、同法第3条に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金を受け、又は農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に關し定めるところによる。</p> <p>④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。</p> <p>(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>(イ) 市長への種約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>(ウ) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。</p> <p>ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行うい、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場</p>

合に限るものとする。

なお、農業生産法人による利用権の設定等を行うため農業生産法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農業生産法人の育成に資するようにし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地保存合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構政B第848号農林水産省構造改訂局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第4号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進めるものとする。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

合に限るものとする。

なお、農業生産法人による利用権の設定等を行うため農業生産法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農業生産法人の育成に資するようにし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24農管第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進めるものとする。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期

① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行うおうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び普及農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部又は一部をその事業実施区域とする農用地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)され

(4) 農用地利用集積計画の策定期

① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行うおうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び普及農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部又は一部をその事業実施区域とする農用地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)され

<p>ている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。</p> <p>(6) 農用地利用集積計画の作成</p> <p>① 市は、(5)の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。</p> <p>② 市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。</p> <p>③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行う者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。</p> <p>④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けようとする者に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行うとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。</p> <p>(7) 農用地利用集積計画の内容</p> <p>農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定めるものがこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。</p> <p>① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>((1)の④に定める者である場合については、貸借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)</p> <p>③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所</p> <p>④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受けようとする利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む）</p>	<p>ている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。</p> <p>(6) 農用地利用集積計画の作成</p> <p>① 市は、(5)の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。</p> <p>② 市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。</p> <p>③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行う者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。</p> <p>④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けようとする者に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行うとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。</p> <p>(7) 農用地利用集積計画の内容</p> <p>農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定めるものがこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。</p> <p>① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>((1)の④に定める者である場合については、貸借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)</p> <p>③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所</p> <p>④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受けようとする利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む）</p>
---	---

<p>む。), 始期 (又は移転の時期), 存続期間 (又は残存期間), 借賃及びその支払いの方法 (当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法), 利用権の条件その他利用権の設定 (又は移転) に係る法律関係。</p> <p>⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後ににおける土地の利用目的, 当該所有権の移転の時期, 移転の対価及び (現物出資に伴い付与される持分を含む。) その支払い (持分の付与を含む。) の方法その他所有権の移転に係る法律関係</p> <p>⑥ ①に規定する者が (1) の④に該当する者である場合には, 次に掲げる事項</p> <p>ア その者が, 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において, その農用地を適正に利用していないと認められる場合に, 賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件</p> <p>イ その者が毎年事業年度の終了後3月以内に, 農業経営基盤強化促進法施行規則 (昭和55年農林水産省令第34号, 以下, 「規則」という。) 第16条の2各号で定めるところにより, 権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積, 生産数量など, その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨</p> <p>ウ その者が, 賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項</p> <p>(ア) 農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者</p> <p>(イ) 現状回復の費用の負担者</p> <p>(ウ) 現状回復がなされないときの損害賠償の取決め</p> <p>(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め</p> <p>(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め</p> <p>⑦ ①に規定する者の農業経営の状況</p> <p>(8) 同意</p> <p>市は, 農用地利用集積計画の案を作成したときは, (7) の②に規定する土地ごとに (7) の①に規定する者並びに当該土地について所有権, 地上権, 永小作権, 賃借権, 質権, 質借権, 使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。</p> <p>ただし, 数人の共有に係る土地について利用権 (その存続期間が5年を超えないものに限</p>	<p>む。), 始期 (又は移転の時期), 存続期間 (又は残存期間), 借賃及びその支払いの方法 (当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法), 利用権の条件その他利用権の設定 (又は移転) に係る法律関係。</p> <p>⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後ににおける土地の利用目的, 当該所有権の移転の時期, 移転の対価及び (現物出資に伴い付与される持分を含む。) その支払い (持分の付与を含む。) の方法その他所有権の移転に係る法律関係</p> <p>⑥ ①に規定する者が (1) の④に該当する者である場合には, 次に掲げる事項</p> <p>ア その者が, 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において, その農用地を適正に利用していないと認められる場合に, 賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件</p> <p>イ その者が毎年事業年度の終了後3月以内に, 農業経営基盤強化促進法施行規則 (昭和55年農林水産省令第34号, 以下, 「規則」という。) 第16条の2各号で定めるところにより, 権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積, 生産数量など, その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨</p> <p>ウ その者が, 賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項</p> <p>(ア) 農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者</p> <p>(イ) 現状回復の費用の負担者</p> <p>(ウ) 現状回復がなされないときの損害賠償の取決め</p> <p>(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め</p> <p>(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め</p> <p>⑦ ①に規定する者の農業経営の状況</p> <p>(8) 同意</p> <p>市は, 農用地利用集積計画の案を作成したときは, (7) の②に規定する土地ごとに (7) の①に規定する者並びに当該土地について所有権, 地上権, 永小作権, 賃借権, 質権, 質借権, 使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。</p> <p>ただし, 数人の共有に係る土地について利用権 (その存続期間が5年を超えないものに限</p>
---	---

る。)の設定又は移転をする場合における当該農地における当該農地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることと足りるものとする。

(9) 公告

市は、市農業委員会の決定を受けて農用地利用集積計画を定めるとき又は(5)の①の規定による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めるときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を市の揭示場への揭示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用施設設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを催告することができるものとする。
ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

る。)の設定又は移転をする場合における当該農地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることと足りるものとする。

(9) 公告

市は、市農業委員会の決定を受けて農用地利用集積計画を定めるとき又は(5)の①の規定による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めるときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を市の揭示場への揭示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用施設設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを催告することができるものとする。
ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

<p>イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。</p> <p>ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員がいずれもがその法人の行う耕作又は養蚕の事業に常時従事していないと認めるとき。</p> <p>② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。</p> <p>ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにも関わらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>イ ①の規定による催告を受けた者がその催告に従わなかったとき。</p> <p>③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。</p> <p>④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。</p> <p>2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 市は、県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う茨城県農林振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことにより同公社が行う事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 市、市農業委員会、市農業公社、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体は、茨城県農林振興公社が行う中間保有、再配分機能を活かした農地保有合理化事業を促進するため、同公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。</p> <p>3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 市は、市の全城又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積</p>	<p>イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。</p> <p>ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員がいずれもがその法人の行う耕作又は養蚕の事業に常時従事していないと認めるとき。</p> <p>② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。</p> <p>ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにも関わらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>イ ①の規定による催告を受けた者がその催告に従わなかったとき。</p> <p>③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。</p> <p>④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。</p> <p>2 農地中間管理機構の特別事業の促進に関する事項</p> <p>(1) 市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特別事業を行う茨城県農林振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことにより同公社が行う事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 市、市農業委員会、市農業公社、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体は、茨城県農林振興公社が行う中間保有、再配分機能を活かした農地中間管理機構の特別事業を促進するため、同公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。</p> <p>3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 市は、市の全城又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積</p>

<p>円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。</p> <p>(2) 市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。</p> <p>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>市は、地域関係農業者等が農地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。</p> <p>(2) 区域の基準</p> <p>農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。</p> <p>ただし、土地の自然的条件、農地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除いた区域を実施区域とすることができるものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容</p>	<p>円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。</p> <p>(2) 市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。</p> <p>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>市は、地域関係農業者等が農地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。</p> <p>(2) 区域の基準</p> <p>農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。</p> <p>ただし、土地の自然的条件、農地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除いた区域を実施区域とすることができるものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容</p>
<p>円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。</p> <p>(2) 市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。</p> <p>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>市は、地域関係農業者等が農地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。</p> <p>(2) 区域の基準</p> <p>農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。</p> <p>ただし、土地の自然的条件、農地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除いた区域を実施区域とすることができるものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容</p>	<p>円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。</p> <p>(2) 市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。</p> <p>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>市は、地域関係農業者等が農地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。</p> <p>(2) 区域の基準</p> <p>農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。</p> <p>ただし、土地の自然的条件、農地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除いた区域を実施区域とすることができるものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容</p>

<p>① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項</p> <p>イ 農用地利用改善事業の実施区域</p> <p>ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項</p> <p>エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項</p> <p>オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>カ その他必要な事項</p> <p>② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。</p>	<p>① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項</p> <p>イ 農用地利用改善事業の実施区域</p> <p>ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項</p> <p>エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項</p> <p>オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>カ その他必要な事項</p> <p>② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。</p>
<p>(5) 農用地利用規程の認定</p> <p>① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記格式第6号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。</p> <p>② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。</p> <p>ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合することであること。</p> <p>イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p> <p>③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の揭示場への揭示により公告するものとする。</p> <p>④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。</p>	<p>(5) 農用地利用規程の認定</p> <p>① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記格式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。</p> <p>② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。</p> <p>ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合することであること。</p> <p>イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p> <p>③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の揭示場への揭示により公告するものとする。</p> <p>④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。</p>

<p>(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定</p> <p>① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する」という観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。</p> <p>② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。</p> <p>ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所</p> <p>イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標</p> <p>ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項</p>	<p>(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定</p> <p>① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する」という観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。</p> <p>② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。</p> <p>ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所</p> <p>イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標</p> <p>ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項</p>
<p>③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。</p> <p>ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。</p> <p>イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。</p> <p>④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。</p>	<p>③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。</p> <p>ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。</p> <p>イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。</p> <p>④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者は、認定農業者と、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。</p>

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県央農林事務所経営・普及部門、市農業委員会、農業協同組合、盛地保五合理化法人(茨城県農林振興公社)、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めるときは、これらの機関、団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

5 市農業公社及び農業協同組合が行う農作業の委託のあっせん促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県央農林事務所経営・普及部門、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(茨城県農林振興公社)、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めるときは、これらの機関、団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

5 市農業公社及び農業協同組合が行う農作業の委託のあっせん促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な

条件の整備を図る。

ア 市農業公社、農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙

エ 農用地利用改善事業を通じて農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から、全面農作業受委託さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみたら適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 市農業公社及び農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

市農業公社及び農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行う者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るような相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の経営等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

条件の整備を図る。

ア 市農業公社、農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙

エ 農用地利用改善事業を通じて農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から、全面農作業受委託さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみたら適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 市農業公社及び農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

市農業公社及び農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行う者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るような相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の経営等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

(新設)

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

市は、第3の2に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

就農希望者からの相談に応じるとともに、必要に応じて管理している希望者の情報を関係機関・団体へも提供する。就農相談の際に求められる各種情報については、当該情報を持つ関係機関・団体等と連携を図り、就農希望者に対して速やかに提供する。

また、研修希望者に対しては、市認定農業者等の先進農家を紹介し、農業体験ができるようにするなど受入環境の整備を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

就農前後のフォローアップ、巡回指導等を行うことにより、新規就農者の営農状況を把握し、指導支援を効果的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

また、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域内の農業者との交流を深めるとともに、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業者の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、市農業後継者クラブへの参加を促すとともに、市認定農業者会との交流の機会を設ける。

経営力の向上に向けた支援として、県中央農林事務所経営・普及部門や、J Aと連携し、経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供や直売所への出荷の促進などにより、きめ細やかな支援を実施する。

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づき青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関係事業を効果的に活用しながら、経営力の向上および確実な定着を図る。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、市、青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については、市農業公社、茨城県農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては、県中央農林事務所経営については県中央農林事務所経営・普及部門、J A、市認定農業者会、市農業公社、農地の確保等については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

<p>7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携</p> <p>市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。</p> <p>ア 市は、畑地帯総合整備事業（飯富岩根地区、平成3年～平成28年）、（柳河地区、平成22年～平成27年）等による農業生産基盤の整備によって大区画化を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。</p> <p>イ 市は、農業者戸別所得補償制度の推進により、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に面的な広がりや田畑輪換を実施する集団的土地利用（プロックローテーション）を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の普及展開に資するように努める。</p> <p>ウ 市は、農業集積排水事業の実施等を促進し、定住条件の整備を通じて農業の担い手確保に努める。</p> <p>エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。</p>	<p>8. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携</p> <p>市は、1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。</p> <p>ア 市は、畑地帯総合整備事業（飯富岩根地区、平成3年～平成28年）、（柳河地区、平成22年～平成27年）等による農業生産基盤の整備によって大区画化を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。</p> <p>イ 市は、経営所得安定対策の推進により、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に面的な広がりや田畑輪換を実施する集団的土地利用（プロックローテーション）を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の普及展開に資するように努める。</p> <p>ウ 市は、農業集積排水事業の実施等を促進し、定住条件の整備を通じて農業の担い手確保に努める。</p> <p>エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。</p>
<p>(2) 推進体制等</p> <p>① 事業推進体制等</p> <p>市は、市農業委員会、市議会、県央農林事務所経営・普及部門、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体の役員等をもって構成する市農政推進協議会において農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。</p> <p>② 農業委員会等の協力</p> <p>市農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。</p>	<p>(2) 推進体制等</p> <p>① 事業推進体制等</p> <p>市は、市農業委員会、市議会、県央農林事務所経営・普及部門、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体の役員等をもって構成する市農政推進協議会において農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。</p> <p>② 農業委員会等の協力</p> <p>市農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。</p>

第7 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行うものに関する事項
 市においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手に積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たすものが実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
 ① 原則として市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は市全域とする。ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地を一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）及び農業上の利用が見込まない森林地域等は除く。

② なお、市を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位等とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸し付

第7 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行うものに関する事項
 市においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手に積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たすものが実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
 ① 原則として市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は市全域とする。ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地を一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）及び農業上の利用が見込まない森林地域等は除く。

② なお、市を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位等とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸し付

<p>け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項(当該委託に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む)</p> <p>イ その他のうち所有者代理事業の実施方法に関する事項</p> <p>② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項</p> <p>イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項</p> <p>ウ 農用地等の管理に関する事項</p> <p>エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項</p> <p>③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項</p> <p>④ 事業実施地域に関する事項</p> <p>⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</p> <p>⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項</p>	<p>け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項(当該委託に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む)</p> <p>イ その他のうち所有者代理事業の実施方法に関する事項</p> <p>② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項</p> <p>イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項</p> <p>ウ 農用地等の管理に関する事項</p> <p>エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項</p> <p>③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項</p> <p>④ 事業実施地域に関する事項</p> <p>⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</p> <p>⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項</p>
<p>(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認</p> <p>① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、市から承認を得るものとする。</p> <p>② 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。</p> <p>ア 基本構想に適合するものであること。</p> <p>イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。</p> <p>ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。</p> <p>エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。</p> <p>(ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。</p>	<p>(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認</p> <p>① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、市から承認を得るものとする。</p> <p>② 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。</p> <p>ア 基本構想に適合するものであること。</p> <p>イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。</p> <p>ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。</p> <p>エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。</p> <p>(ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。</p>

<p>(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。</p> <p>(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。</p> <p>(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実を実施すると認められるものであること。</p> <p>(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに盛地保有合理化法人、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。</p> <p>(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。</p> <p>(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供されることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。</p>	<p>(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。</p> <p>(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。</p> <p>(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実を実施すると認められるものであること。</p> <p>(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに盛地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。</p> <p>(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。</p> <p>(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供されることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。</p>
<p>③ 市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を極めるものとする。</p> <p>④ 市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の公報等への記載により公告する。</p> <p>⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。</p> <p>⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。</p> <p>(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等</p> <p>① 市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化事業に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。</p> <p>② 市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利</p>	<p>③ 市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を極めるものとする。</p> <p>④ 市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の公報等への記載により公告する。</p> <p>⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。</p> <p>⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。</p> <p>(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等</p> <p>① 市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化事業に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。</p> <p>② 市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利</p>

<p>用集積円滑化団体に對し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p> <p>③ 市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。</p> <p>ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人)でなくなつたとき。</p> <p>イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。</p> <p>④ 市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を市の公報等への記載により公告する。</p> <p>(4) 市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。</p> <p>① 市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。</p> <p>② 市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、市長は、当該のうち利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。</p> <p>③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>④ 市は、農地売買等事業に関する事項をその内容を含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。</p> <p>⑤ 市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨ならびに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の公報等への記載により公告する。</p> <p>⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。</p> <p>(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方</p> <p>認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地条件を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用すること</p>	<p>用集積円滑化団体に對し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p> <p>③ 市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。</p> <p>ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人)でなくなつたとき。</p> <p>イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。</p> <p>④ 市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を市の公報等への記載により公告する。</p> <p>(4) 市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。</p> <p>① 市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。</p> <p>② 市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、市長は、当該のうち利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。</p> <p>③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>④ 市は、農地売買等事業に関する事項をその内容を含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。</p> <p>⑤ 市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨ならびに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の公報等への記載により公告する。</p> <p>⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。</p> <p>(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方</p> <p>認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地条件を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用すること</p>
---	---

<p>のできる者を優先する。</p> <p>(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方</p> <p>① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することとはできないものとする。</p> <p>② 農地所有者代理事業を実施する場合には、【農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について】(平成21年11月11日付け21農営第4531号)第1の2の(6)の(ウ)に定める契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。</p> <p>③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に即して定めるものとする。</p> <p>イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出した内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出した内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。</p> <p>ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。</p> <p>④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。</p> <p>⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。</p> <p>(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売却し等の価格設定の基準</p>	<p>のできる者を優先する。</p> <p>(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方</p> <p>① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することとはできないものとする。</p> <p>② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式第5号に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。</p> <p>③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に即して定めるものとする。</p> <p>イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出した内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出した内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。</p> <p>ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。</p> <p>④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。</p> <p>⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。</p> <p>(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売却し等の価格設定の基準</p>	<p>のできる者を優先する。</p> <p>(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方</p> <p>① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することとはできないものとする。</p> <p>② 農地所有者代理事業を実施する場合には、【農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について】(平成21年11月11日付け21農営第4531号)第1の2の(6)の(ウ)に定める契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。</p> <p>③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に即して定めるものとする。</p> <p>イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出した内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出した内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。</p> <p>ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。</p> <p>④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。</p> <p>⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。</p> <p>(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売却し等の価格設定の基準</p>
--	---	--

<p>① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。</p> <p>② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。</p>	<p>① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。</p> <p>② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。</p>
<p>(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項</p> <p>① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。</p> <p>② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。</p> <p>③ 研修等の実施に当たって、当該団体は、県央農林事務所経営・普及部門、県農業大学校、県農業会議、農業協同組合、地域の農業者と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。</p>	<p>(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項</p> <p>① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。</p> <p>② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。</p> <p>③ 研修等の実施に当たって、当該団体は、県央農林事務所経営・普及部門、県農業大学校、県農業会議、農業協同組合、地域の農業者と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。</p>
<p>(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</p> <p>農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、市農業委員会、農業協同組合、県央農林事務所経営・普及部門等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンプレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努めるものとする。</p> <p>第8 その他</p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>付則 この基本構想は公告の日から施行する。</p>	<p>(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</p> <p>農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、市農業委員会、農業協同組合、県央農林事務所経営・普及部門等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンプレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努めるものとする。</p> <p>第8 その他</p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>付則 この基本構想は公告の日から施行する。</p>